

携行品等一覧表

(表 4)

	教育課程	携行する教材・準備品等
消防職員	初任科 救急科救急課程	制服・制帽・黒短靴・白手袋・消防手帳・活動服・ヘルメット・革手袋 編上靴・カッパ・小綱・カラビナ・白Yシャツ(数枚)・印鑑 各種辞典・計算機・筆記用具・ノート類・洗面用具・髭剃り 裁縫具・爪切り・靴墨・靴用ブラシ・ウエス・服用ブラシ・ちり 紙・ハンカチ・石鹸類・常備薬(風邪薬・傷テープ・湿布等) 所属の火災予防条例(写可)・所属の消防年報(旧年度版でも可) 着替え・保険証(写可)・その他身の回り品
	警防科警防課程	消防関係法規集・活動服・ヘルメット・編上靴・革手袋
	予防査察科予防査察課程	消防関係法規集・活動服・革手袋
	火災調査科火災調査課程	消防関係法規集・活動服・革手袋
	危険物科危険物課程	消防関係法規集・活動服・革手袋
	特殊災害科特殊災害課程	消防関係法規集・活動服・革手袋
	救助科救助課程	消防関係法規集・救助服又は活動服・ヘルメット・編上靴・革手袋 小綱・カラビナ・安全带
	〃 水難救助課程	活動服・スイムパンツ・ゴーグル・サンダル等水泳用具類 個人装備用潜水器具一式(ボンベは除く)・その他必需品
	初級幹部科	消防関係法規集・活動服・ヘルメット・編上靴・革手袋・六法類
	中級幹部科	消防関係法規集・活動服・ヘルメット・編上靴・革手袋・六法類
	上級幹部科	消防関係法規集・六法類
	新任消防長研修	消防関係法規集・活動服・ヘルメット・編上靴・革手袋・六法類
	特別科梯子自動車講習	消防関係法規集・活動服・ヘルメット・編上靴・革手袋
	〃 薬剤投与講習	活動(救急)服・聴診器・ペンライト
	水難救助課程指導者養成講習	別途指示
救急救命士フォローアップ等研修	別途指示	
共通 (初任科・救急課程及び 一部研修・講習を除く)	制服・制帽・黒短靴・白手袋・黒又は紺色の靴下・消防手帳・略 帽・保険証(写可)・印鑑・筆記用具・ノート類・トレーニングウェア・運 動靴・上履(スリッパ等)洗面用具類・その他身の回り品 通学時は、スーツ・ネクタイ着用等、公務員として相応しい服装と する。	
団員・ 自衛	消防団員各科	軍手(革手袋)・ヘルメット 団長科は不要。
	自衛消防隊	軍手(革手袋)・ヘルメット
	共通	活動服・略帽・トレーニングウェア・運動靴・上履(スリッパ等)・洗面用具・ 保険証(写可)・その他身の回り品
その他教育については、その都度、指示する。		

注1) 個人の所持品には、名前を記入すること。

注2) 盛夏服・盛夏帽の着用は、原則として6月1日から9月30日とする(初任科にあっては、5月初旬までに盛夏服等を準備すること)。

注3) 初任科に引き続き救急科救急課程に入校する場合は、初任科時の携行品をそのまま使用する。
ただし、現任職員が救急科救急課程に入校する場合は、活動服及び消防関係法規集と上表「消防職員共通」欄に記載の物を携行すること。

注4) 初任科のトレーニングウェア・運動靴・校内靴は、消防学校で共同購入し、入校時に配布する。

注5) 消防職員、消防団員及び自衛消防隊教育等での実科訓練は、実燃焼体の消火活動などの訓練を行うので、活動服の予備や下着類の着替えを余分に持参することが望ましい。

注6) 消防職員教育での実科訓練に際し、各個人の防火衣、防火ヘルメット、防火長靴を持参することが望ましい(初任科は、4月から訓練使用するので必ず必要)。

注7) 上表によりがたい場合は、別途指示をする。